

2020年第11回教育委員会定例会日程

日 時 2020年11月24日(火)午後1時30分
場 所 北栄町役場 第1委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

4 議 案

議案第62号 北栄町特定教育・保育施設等確認指導監査等実施要綱の制定について

5 協議事項

- ・2021年度教育委員会予算編成方針及び重点項目について 資料1
- ・大谷こども園在り方検討について 当日配付

6 報 告

- ・新規ALTの就任について 資料2
- ・町長と中学生との町行政に関する意見交換会について
12/1 大栄中(2年生) 12/15 北条中(1年生)
※時間はいずれも14時から

7 その他

- ・総合教育会議 12/2(水)15:00~17:00
- ・北栄町議会12月定例会(12/7~21)
9日総務教育常任委員会 11, 12日一般質問
- ・次回教育委員会 第12回定例会 12月 日() 時 分から

8 閉 会

11月行政報告

＝教育長＝

◎業務内容

- 10月29日～11月5日 人事評価調整会
北栄町地域福祉推進フォーラム
- 10月30日 由良こども園計画訪問
B & G財団交付決定書授与式
- 11月 2日 大栄中学校白熱大討論会
- 11月 3日 北栄町美術展表彰式
大栄中学校文化祭
- 11月 4日 大誠こども園計画訪問
- 11月 5日 北栄町議会臨時会
行政報告会
北条女性会文部大臣賞受賞報告会
- 11月 6日 北条こども園計画訪問
北条中学校修繕要望現地確認
- 11月 7日 北栄町図書館まつり
- 11月 9日 北栄教育連絡会
北条小、大栄小学校修繕要望現地確認
- 11月10日 東伯地区教育委員会連絡協議会研修会
- 11月11日 子ども支援センター予算説明
重層的支援体制整備事業町長協議
北栄町職員労働組合町長交渉
- 11月12日 北条小学校学習発表会
大栄中学校修繕要望現地確認
- 11月13日 中国電力アドバイザー会議
- 11月14日 大栄中学校税の教室
大栄小学校学習発表会
- 11月16日 大栄中学校計画訪問
鳥取メンター方式県教育センター説明
中部教育局長面談
- 11月17日 第2回北栄町発達支援連携協議会
- 11月18日 北条小、大栄小学校学事訪問
- 11月19日 第2回社会教育委員会兼北栄町公民館運営審議会
- 11月20日 北条中、大栄中学校学事訪問
県教組北栄支部要請行動
- 11月21日 大谷こども園保護者・自治会意見交換会
- 11月22日 芸能公開録画
- 11月24日 大栄小学校計画訪問

第8回 教育連絡会

2020年11月9日

★私たちの中心にある一番の目的は

「子どもたちのために」

このことを忘れることなく、初心に戻って

★いじめ問題について

子どもの様子をしっかりと観察して、兆候を見逃すことなく適切な対応をお願いします。
児童生徒や保護者からのいじめの相談やアンケートへの書き込み等があった場合は、担任が抱え込むことなく、学校内部で情報を共有し、適切な対応をお願いします。

★報連相+確認

報 良い結果も悪い結果も事実をありのまま伝える。

連 すばやく正確に伝える。組織で情報を共有する。

相 独断で判断せず、早めに上司に相談。相談する際は、問題点を整理して自分で代案を考えておく。

確認 結果の確認をしてください。

★登下校時の安全確保

児童生徒への交通安全、自転車運転ルールの徹底（ヘルメット着用、併走禁止）を図ってください。

通学路見守りボランティア、こどもかけこみ110番への協力依頼をしてください。

自転車損害賠償保険などへの加入促進を図ってください。

○コンプライアンスの遵守と徹底について

10月21日にわいせつ行為を行った公立学校教職員が懲戒免職の処分を受けました。このところ毎年このような行為が発生しています。こうした行為が児童・生徒の成長に与える影響は計り知れません。このような行為が再び起きないように「児童・生徒に係るハラスメント防止のしおり」を熟読すると共に、「わいせつ行為等根絶のためのチェックリスト」で定期的に確認して下さい。

また、飲酒運転は絶対にしないことや個人情報の取扱に細心の注意を払う等法令遵守と服務規律の徹底についての指導をお願いします。

○携帯・インターネットモラル教育について

来年度から1人に1台のタブレットを配備してICTを活用した教育が本格化されます。これまでも携帯・インターネットモラル学習は行っているところですが、限られた学年での実施でした。今後は、9年間の学びの中で正しい使い方の学習を継続的に実施することを検討してください。

＝教育総務課＝

1 2021年度入学 就学時健康診断について

内科、歯科、資力、聴力及び知的発達スクリーニングの検査をそれぞれの小学校で実施しました。対象者数は次のとおりです。

- ・北条小：10月23日、入学予定者72人（男43人、女29人） 前年62人
- ・大栄小：10月29日、入学予定者60人（男30人、女30人） 前年67人

2 学校給食表彰（文部科学大臣表彰）について

文部科学省が学校給食の普及や充実を図るため優秀な成果を挙げた学校や共同調理場などに行っている全国表彰の今年度の学校給食関係団体部門で、給食食材を納入している町内生産加工グループ「JA鳥取中央女性会北条支部学校給食会」が、文部科学大臣表彰を受けられました。17年間（※現18年超）の長きにわたる活動や、地産地消率県内1位への貢献などが高く評価された結果によるものです。

11月4日に県教育委員会での表彰伝達式、11月5日には町長への受賞報告会がそれぞれ行われました。

3 第2回北栄町発達支援連携協議会について

11月17日、北栄町発達支援連携協議会の今年度2回目の会議を開催しました。出席者は、関係機関の20人（事務局11人含む）でした。

会議では、今年度の取組状況の報告の後、現状の課題等について意見が出され、出席者間で現状の共通認識を図りました。

4 学生生活支援事業給付金(新型コロナウイルス臨時交付金事業)について

10月末までの申請受付状況は次のとおりです。

	件数	金額
受付件数・金額	327件	29,550,000円
内自宅通学者	63件	3,150,000円

5 不登校、問題行動等の状況

区分	不登校（30日以上）			10月の問題行動 （関係者数）	10月のいじめ 認知件数
	9月末	10月増	計		
北条小	1人	人	1人		3件（ひどくぶつかる、冷やかし など）
大栄小	6人	2人	8人	1人（落書き）	
北条中	4人	1人	5人	1人（生徒間暴力）	3件（ひどくぶつかる、冷やかし など）
大栄中	3人	4人	7人		1件（悪口）

6 学校教職員の超過勤務状況について

各小中学校教職員の10月分超過勤務の状況については、別紙のとおりです。

=生涯学習課=

1 北栄町児童生徒絵画コンクール表彰式

日にち 11月3日

場 所 北条農村環境改善センター

概 要・応募総数 239点、最優秀賞1名、優秀賞12名

最優秀賞「屋上のゴーヤ」大栄小学校5年 岩本 紗幸

・第16回北栄町美術展表彰式内で表彰

・作品は、11月3日～15日まで中央公民館で展示

2 「北栄地域財産を知ろう！語ろう！！」

日にち 11月7日

場 所 大栄農村環境改善センター

参加者 16名

概 要・北栄町文化財保存活用地域計画素案を紹介し、わがまちの宝物を知り、
どう活用すればよいかなど、気軽に話し合う

・ファシリテーターに長曾我部まどか助教(鳥大)をお願いし、歴史文化と
まちづくりの視点を含めた話し合いを行った

3 ワールドマスターズゲームス2021 関西自転車競技倉吉市・北栄町実行委員会第5回総会

日にち 11月12日

場 所 倉吉市役所第2庁舎

概 要・大会開催を1年延期

・11/1にリハーサル大会として、第55回中国地域自転車競技選手権
ロードレース大会を開催

4 第15回北栄町駅伝競走大会

日にち 11月15日

概 要・コースはお台場公園周回コース、コロナ対策実施

・参加チーム 30チーム(自治会16、一般10、オープン4)

結 果 自治会の部 優勝 大谷 2位 緑ヶ丘団地 3位 北尾

一般の部 優勝 大栄陸上育成会 A 2位 北条中岡本組

3位 北条中村上組

5 国登録有形文化財 斎尾家住宅限定公開

日にち 11月15日

場 所 斎尾家住宅

参加者 11名

概要・主屋など 8 件が平成 29 年に国登録有形文化財となる
・申請に携われた建築士 小畑公寛さんの解説で実施

6 第 2 回北栄町放課後子ども総合プラン運営委員会

日にち 11 月 19 日

場 所 大栄中学校

概要・放課後子供教室推進事業、放課後児童健全育成事業について

7 第 2 回北栄町社会教育委員会兼北栄町中央公民館運営審議会

日にち 11 月 19 日

場 所 大栄中学校

概要・生活アンケート実施結果について

・2020、2021 年度事業について

・コミュニティ・スクールについて

・成年年齢引き下げに伴う北栄町成人式開催方針について

8 今後の予定

(1)北栄町じんけんフェスティバル 2020 (別紙参照)

日にち 12 月 5 日(土) 午後 1 時 30 分～3 時 40 分

場 所 大栄農村環境改善センター

概要・活動報告(小中学校、町社会福祉協議会)

・講演「ハンセン病の歴史に学ぶコロナ差別と地域社会」

講師 藪本 雅子さん

・人権パネル展他

・定員 170 名、事前申込制(コロナ対策)

(2)元旦マラソン&ウォーキング大会

日にち 2021 年1月1日(金) 午前 9 時 45 分スタート

場 所 北条農村環境改善センター

概要・1km と 3 km のコース

・コロナ対策(定員 500 名、受付実施、分散スタート、福引き・カレンダー
配布中止)

(3)成人式

日にち 年1月 3 日(日) 午前 10 時

場 所 北条農村環境改善センター

概要・コロナ対策(事前申込制、時間短縮、来場制限等)

8 ほくほくプラザについて

①分かりやすいじんけんの話

第 3 回「じぶん、まる！」

～ひとりじゃないよ、じぶんでいいよ～

日 時 11月18日(水) 午後2時00分～3時15分

概 要・性的マイノリティの人権問題についての講演会

・公開授業で実施(大栄中1・2年生、中央高等学園、保護者、一般)

講 師 にじいろ i-Ru(アイル) 田中一步さん・近藤孝子さん

会 場 大栄中学校

②絵本の読み聞かせ会

日 時 11月8日(日) 午前10時～11時

概 要・人形劇「ヘンゼルとグレーテル」

・絵本「お月さまってどんなあじ？」

参加者 34名(幼21小2大11)

日 時 12月13日(日) 午前10時～11時

概 要・人形劇「子うさぎましろのお話」

・絵本「みならいサンタ」

③自然体験教室「船上山で秋を見つけよう！」

日 時 11月7日(土)午後12時15分～午後5時頃

対 象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)

概 要・船上山周辺を散策し秋の自然物を見つけたりクイズを解く。

・雨天時はレクとクラフト。

参加費 100円

参加者 22名(幼1小18大3)

今後の予定

①分かりやすいじんけんの話

第5回「犯罪被害者の現状と被害者支援について」

日 時 12月11日(金) 午後7時00分～8時15分

概 要・犯罪被害者等の人権問題についての講演会

講 師 とっとり被害者支援センター 専務理事兼事務局長 前田浩二さん

②絵本の読み聞かせ会

日 時 12月13日(日) 午前10時～11時

概 要・人形劇「子うさぎましろのお話」

・絵本「みならいサンタ」

③健康教室とおしゃべりサロン

日 時 11月27日(金)午前9時～11時

概 要・脳健康チェックや血圧、身体測定をして「ウイルスに負けない
体づくり」のお話を聞いたあと軽食を囲んで会話を楽しむ。

参加費 100円(軽食材料費)

花の寄せ植えとおしゃべりサロン

日 時 12月11日(金)午前9時～11時

概 要・花の寄せ植えをしたあと軽食を囲んで会話を楽しむ。

参加費 100円(軽食材料費)300円(花苗代)

④創作教室「色が変わるミニツリー」

日 時 11月28日(土)午後1時30分～午後4時30分頃

対 象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)
概 要・Kクレイ粘土を使いミニツリーを製作
参加費 100 円
定 員 25 名

ほくほく食堂

日 時 12月24日(木)午前9時30分～午後4時45分
対 象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)
概 要 みんなで食事・遊び・冬休みの宿題をする。
参加費 子ども無料 大人200円
定 員 50名

体験教室「海ゴミで魚アートをつくろう！」

日 時 12月26日(土)午後1時30分～午後4時30分
対 象 誰でも参加可(幼児保護者同伴要)
概 要 海ゴミを使って魚アートをつくる。
参加費
定 員 25名

☆家庭教育12か条☆

11月は

子どもの話はじっくりと

～安心感と自信に～



☆家庭教育12か条☆

12月は「人や物を大切に」

～優しさ、思いやりの心を育てる～



＝図書館＝

1 図書館まつりの開催について（北栄文化回廊の一環）

期 日 11月7日（土）～8日（日）

場 所 北栄町図書館、北条分室

概 要 秋の読書週間（10/27-11/9）の期間中に図書館まつりを開催し、講座や催し物を通じて図書館の魅力を発信する。

図書館：読み聞かせボランティア「つくしんぼ」おはなし会、読みメンおはなし会、「源氏物語」特別講座、なぞときスタンプラリー、絵本のすすめ講座親子編、郷土史入門講座、バイオリンコンサート

北条分室：クイズラリー、貸出カード入れ作り、本でビンゴ

来館者 図書館473人、北条分室116人

（1）「源氏物語」特別講座

日 時 11月7日（土）午後1時30分～3時30分

内 容 演題「源氏のちから 源氏のかたち」

実際の古典籍を手にとって閲覧しながら、「源氏物語」がどう読まれてきたのかを知る機会となった。

講 師 国文学研究資料館 教授 ^{かんさくけんいち} 神作研一 氏

参加者 28人

(2) 郷土史入門講座

日 時 11月8日(日) 午後1時30分～3時30分

内 容 演題「みんなの知らない日本酒の秘密」

酒造りの知識だけでなく、地域に根ざす酒蔵としての誇りと郷土愛を感じる講演となった。

講 師 梅津酒造有限会社 代表取締役 ^{うめつふみのり} 梅津史雅 氏

参加者 14人

(3) バイオリンコンサート

日 時 11月8日(日) 午後4時～5時

内 容 テーマ「唄を奏でる」

テレビや映画でなじみのある楽曲を中心に、バイオリン、ピアノ、パーカッションの美しい音色を楽しんだ。

講 師 三朝バイオリン美術館 岡野志穂 氏、岡野祐子 氏ほか

参加者 20人

2 出前音読教室について

日 時 11月15日(日) 午後1時30分～2時30分

場 所 大島自治会館

概 要 参加者全員で昔話や童話、絵本などを声に出して読むほか、手遊びや歌なども取り入れ、脳の活性化を図る。

参加者 7人

3 本の特集コーナーについて

期 間 11月1日(日)～11月30日(土)

(1) 図書館1階フロア

11月の図書館まつりの関連特集として、日本酒と世界のお酒、音楽の本、読書の本を設置。ほか北栄町合併15周年、柳田邦男講演会の関連絵本、秋の絵本、SDGs、感染症&免疫力強化、新型コロナウイルス関連など

(2) 北条分室

美術展特集「芸術の秋を楽しみましょう」、絵本の特集「読み聞かせボランティアつくしんぼ—こころにのこったおはなしたち」、勤労感謝の日関連特集、家庭教育12か条(11月)「子どものはなしはじっくりと」など

4 月例の講座・行事の実施状況について

事業名	期 日	場 所	参加人数	開催の目安
おはなし会 (読み聞かせ)	11/1(日) 11/15(日) 11/22(日) 11/29(日)	図書館本館	6人 17人 人 人	毎週(日) 11/8は図書館まつりのため実施しない
	11/4(水)	栄保育所	未満児	第1(水)
	11/5(木)	大誠こども園	4歳児	第1(木)
	隔月	子育て支援センター	—	第2(木)
	11/17(火)	大谷こども園	3歳児	第2(火)
	今年度中止	あずま園	—	隔月第2(水)
	11/24(火)	由良こども園	3歳児	第4(火)
あたまイキイキ 音読教室	11/19(木)	図書館本館	人	第3(木)
土曜講座 「源氏物語」を読む	11/21(土) 11/28(土)	図書館本館	人 人	第2・4 (土)

5 図書館の貸出状況等について

2020年10月分の貸出等実績

		来館者数(人)	貸出冊数(冊)
10月の貸出実績 (前年同月分)	図書館	3,499 (3,419)	5,223 (4,770)
	北条分室	1,178 (1,072)	2,192 (1,991)
4月からの累計 (前年同月分)	図書館	17,469 (28,600)	30,563 (33,247)
	北条分室	6,853 (7,740)	13,533 (14,060)

=中央公民館=

1 中央公民館ロビー展について

・ロビー展について

(1)期 間 11月1日(日)~15日(日)

概 要 北栄町児童生徒絵画コンクール作品展

(2)期 間 11月16日(月)~30日(月)

概 要 北条書道教室作品展

2 シニアクラブについて

「総合学習」

日 時 11月9(月) 午後2時～4時

場 所 中央公民館大栄分館 講堂

参加者 18人

概 要 「暮らしの講座：撃退！消費者トラブル」と題し、消費者問題について学習した。

講 師 中部消費者センター 消費生活相談員 前田 薫子さん

「コース別学習」

日 時 11月30(月) 午後2時～4時

場 所 中央公民館、北条体育館

概 要 パソコン、絵手紙、歌唱、ニュースポーツ、フラダンス、習字、絵画、食を考える

3 おもしろまなびタイムについて

日 時 11月18日(水) 午後4時～5時

場 所 中央公民館 講堂

参加者

概 要 ニュースポーツで遊ながら、異年齢で協力しあった。

講 師 玉木 純一さん

4 公民館講座について

つまみ細工(中級)講座

日 時 11月7日(土) 午前9時30分～11時30分

場 所 中央公民館 会議室

参加者 14名

概 要 丸つまみ、剣つまみの応用技を教わり、髪飾りを完成させた。

講 師 野田 ゆりさん

5 民芸実習館体験講座について

「陶芸教室」

日 時 11月1日(土) 午後2時～4時

場 所 北条民芸実習館

参加者 14名

概 要 手ひねりで皿や湯のみ等を成形した。

「木工教室」

日 時 11月29日(日) 午前9時～12時

場 所 北条民芸実習館

参加者 名

概 要 機械で皿や茶碗、手(やすり)でスプーンや箸を作る。

6 第16回北栄町美術展開催(11/3~15)について

(1)表彰式（北栄町児童生徒絵画コンクールも兼ねる）

日 時 11月3日(火・祝) 午前9時30分~11時10分

場 所 北条農村環境改善センター

受賞者 美術展賞10部門15名 奨励賞11部門15名

参加者 90名

概 要 受賞者に賞状と記念品を贈呈した。

(2)美術展の開催について

日 時 11月3日(火・祝) ~11月15日(日) 午前9~午後5時(初日は午前9時~)

場 所 北条農村環境改善センター

出展数 13部門 153点

来場者 753名

概 要 町内で活動または町出身の文化・芸術家の作品を展示し鑑賞してもらった。

7 第15回北栄町公民館まつり(第1回)実行委員会の開催について

日 時 11月12日(木) 午前9時30分~11時

場 所 中央公民館 講堂

参加者 11名

概 要 今年度の公民館まつりの開催について協議した。役員改選の結果、委員長は東地和夫さん(陶芸教室)、副委員長は道祖尾良子さん(書道教室)、清水光代さん(秀栄会)が再選された。公民館まつりの開催についてはオープニングセレモニーを中止することや合唱、歌唱等の中止、開催時間の短縮等を決定した。

(1)公民館まつり

日 時 1月30日(土)~2月7日(日) 午前9時~午後5時(最終日が午後3時まで)

場 所 北条農村環境改善センター

(2)ふれあい芸能発表会

日 時 2月7日(日) 午前9時30分~12時

場 所 大栄農村環境改善センター

8 今後の予定について

・ロビー展について

(1)期 間 12月1日(火)~7日(月)

概 要 税を知る週間作品展

(2)期 間 12月8日(火)~15日(火)

概 要 北栄俳句教室作品展

(3)期 間 12月16日(月)~28日(月)

概 要 水墨画教室作品展

・シニアクラブについて

「総合学習」

日 時 12月7(月) 午後2時～4時
場 所 中央公民館大栄分館 講堂
概 要 「身近な火災予防」と題し、防災について学習する。
講 師 琴浦消防署職員

「コース別学習」

日 時 12月21(月) 午後2時～4時
場 所 中央公民館、北条体育館
概 要 パソコン、絵手紙、歌唱、ニュースポーツ、フラダンス、習字、絵画、食を考える

・おもしろまなびタイムについて

日 時 12月16日(水) 午後4時～5時
場 所 中央公民館 講堂
概 要 クリスマスカードを作る。
講 師 信方 恭子さん

・民芸実習館講座について

「陶芸教室」色付け

日 時 12月6日(日) 午後2時～4時
場 所 北条民芸実習館
概 要 素焼きした作品に色付けをする。
講 師 山本 悠さん

「水墨画教室」

日 時 12月13日(日) 午前9時～12時
場 所 北条民芸実習館
概 要 雪景色を描く。
講 師 中川 端月さん

・北栄文芸編集会議

日 時 12月14日(月) 午後1時30分～3時
場 所 中央公民館 講堂
概 要 第61号編集会議

・第15回北栄町公民館まつり(第2回)実行委員会

日 時 12月18日(金) 午前9時30分～11時
場 所 中央公民館 講堂
概 要 作品展示場所案、芸能発表会出演者を決定する。

=中央公民館大栄分館=

1 ロビー展について

(1)期 間 11月1日(日)～15日(日)

概 要 北栄町児童作生徒店絵画コンクール作品展

(2)期 間 11月16日(月)～30日(月)

概 要 北条書道教室作品展

2 公民館講座について

「男性料理教室」

日 時 11月19日(木) 午前10時～午後1時

場 所 中央公民館大栄分館

参加者 名

概 要 魚(鰯)まるごと1本を料理した。

講 師 吉岡 豊さん

「寄せ植え教室」

日 時 11月26日(木) 午後1時30分～2時30分

場 所 中央公民館大栄分館

参加者 名

概 要 玄関を彩る寄せ植えを作る。

講 師 村岡 良彦さん

「小筆教室」

日 時 11月10日(火)17日(火) 午前9時30分～11時30分

場 所 中央公民館大栄分館

参加者 10名、10名

概 要 毛筆で小さい字を書いた

「パソコンカフェ」

日 時 11月9日(月) 午後1時30分～3時30分

場 所 中央公民館大栄分館

参加者 7名

概 要 初歩のパソコン操作を学んだ。

3 子どもほくえい塾について

「秋のバス遠足」

日 時 11月21日(土) 午前8時30分～午後4時

場 所 倉吉未来中心、ゆアシス東郷龍鳳閣

参加者 名

概 要 なしっこ館や温水プールで楽しんで鳥取県中部の楽しさを再発見した。

「コマ作り」

日 時 11月29日(日) 午前10時～11時30分

場 所 中央公民館大栄分館

参加者 名

概 要 芯の長さを調節し、好きな色をつけて世界でひとつだけのコマを作る。

4 今後の予定について

・ロビー展について

期 間 12月1日(火)~12月28日(月)

概 要 北栄町写真愛好会作品展

・公民館講座について

「男性料理教室」

日 時 12月17日(木) 午前10時~午後1時

場 所 中央公民館大栄分館

概 要 そば打ちに挑戦

講 師 福田 泰宏さん

「小筆教室」

日 時 12月1日(火)15日(火) 午前9時30分~11時30分

場 所 中央公民館大栄分館

概 要 毛筆で小さい字を書く

講 師 道祖尾 良苑さん

「パソコンカフェ」

日 時 12月14日(月) 午後1時30分~3時30分

場 所 中央公民館大栄分館

概 要 初歩のパソコン操作を学ぶ

・子どもほくえい塾について

「クリスマスツリー作り」

日 時 12月19日(土) 午前10時~11時30分

場 所 中央公民館大栄分館

概 要 カッティングボードにツリーを作る。

議案第62号

北栄町特定教育・保育施設等確認指導監査等実施要綱の制定について

北栄町特定教育・保育施設等確認指導監査等実施要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2020年11月24日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町特定教育・保育施設等確認指導監査等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき町が実施する質問、立入り、検査等の行政指導（以下「指導等」という。）並びに法第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定により町が行う監査について、必要な事項を定めることにより、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱による指導等及び監査の対象は、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）とする。

(体制)

第3条 指導等及び監査は、教育総務課が実施するものとし、同課2人以上の職員をもって指導等及び監査班を編制するものとする。

(指導等の方針)

第4条 指導等は、特定教育・保育施設等に対し、法第33条及び第45条に規定する特定教育・保育施設等の設置者及び事業者（以下「設置者等」という。）の責務、北栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年北栄町条例第19号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府告示第39号）、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）及び特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）等（以下「内閣府令等」という。）に定める特定教育・保育等の提供、特定教育・保育施設等の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤及び不正の防止を図るために実施する。

(指導等の形態)

第5条 指導等の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 特定教育・保育施設等に対し、内閣府令等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
- (2) 実地指導 対象となる特定教育・保育施設等に対して、実地により指導等を行う。

(指導等の対象の選定)

第6条 指導等は、全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導等の形態に応じて、次の選定基準に基づいて対象を選定する。

(1) 集団指導

ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、当該確認を受けた日からおおむね1年以内に全てを対象として実施する。

イ アの集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、制度改正、施設型給付費等の請求の実態、及び過去の指導事例等に基づき、町長が必要と認めるときに当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定する。

(2) 実地指導

次のとおり定期的かつ計画的に行う。なお、実施に当たっては、あらかじめ指導調書（添付書類も含む。以下同じ。）の提出を求めるとし、実地指導を行わない場合においても、指導調書の提出を求め、書面による確認を行うこととする。

ア 原則として、2年に1回実施する。なお、選定に当たっては、集団指導の実施状況及び鳥取県（以下「県」という。）が実施する指導監査や立入調査等に関する事務の状況を勘案し、県と調整の上、決定する。

イ 実地指導の結果、指摘事項に係る改善状況に問題がある等により、引き続き指導等が必要と認められる特定教育・保育施設等については、当該実地指導を実施した日の属する年度の翌年度においても選定することができる。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、特に実地指導が必要と認められる特定教育・保育施設等を対象に選定する。

（指導等の方法等）

第7条 指導等の方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知 町長は、集団指導の対象となる特定教育・保育施設等を選定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定する指導内容等を集団指導実施通知書（様式第1号）により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

イ 実施方法 特定教育・保育等の提供、特定教育・保育施設等の運営基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。この場合において、やむを得ない事情により集団指導を受けなかった特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

(2) 実地指導

ア 実施通知 指導等の対象となる特定教育・保育施設等を選定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者、準備すべき書類等を実地指導実施通知書（様式第2号）により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

イ 実施方法 指導等は、設置者等から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。指導等の終了後、設置者等及び関係職員に出席を求めてその結果について講評し、改善が必要な事項を口頭で説明するものとする。

ウ 結果通知 実地指導の結果及び改善を要すると認められた事項について、軽微

なもの等を除き、後日、実地指導結果通知書（様式第3号）により指導内容を通知する。

エ 改善状況報告書の提出 文書で指摘した事項については、ウに掲げる結果通知の日から30日以内に改善状況報告書（実地指導）（様式第4号）の提出を求めるものとする。

（監査への変更）

第8条 町長は、実地指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、次条から第11条までに規定するところにより、直ちに監査を行うものとする。

- （1） 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前の子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- （2） 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合
- （3） 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- （4） 前3号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設等が法第39条第1項各号及び第40条第1項各号に該当することが疑われる場合

（監査の方針）

第9条 監査は、特定教育・保育施設等について、第12条に規定する行政上の措置に相当する違反又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当の疑い（以下「違反疑義等」という。）があると認められる場合及び前条に規定する監査への変更に基づき監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的として実施する。

（監査の対象の選定）

第10条 町長は、次に掲げる情報を踏まえて、違反疑義等の確認のために必要があると認める特定教育・保育施設等を、監査の対象として選定する。

（1） 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性があるものに限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す設置者等に係る情報

（2） 実地指導において確認した情報 第6条第2号に規定する実地指導において、特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

（3） 重大事故等に関する情報 死亡事故等の重大事故の発生又は小学校就学前子どもの生命又は

身体の安全に危害を及ぼすおそれに関する情報

（監査の方法等）

第11条 監査の方法等は、次のとおりとする。

（1） 実施通知 町長は、監査の対象となる特定教育・保育施設等を選定したときは、監査の根拠規定、目的、日時、場所、担当者、準備すべき書類等を監査実施通知書（様式第5号）により設置者等に対して通知する。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りでない。

（2） 実施方法 監査は、前条に規定する監査対象の根拠となった情報を踏まえ、特定

教育・保育施設等に対して報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は監査班職員から関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することにより行う。

- (3) 結果通知 町長は、監査の結果、次条に定める行政上の措置には至らない軽微な改善を要すると認められた事項及び施設型給付費等の返還を要すると認められた事項について、後日、監査結果通知書（様式第6号）によりその旨の通知を行う。
- (4) 改善状況報告書の提出 町長は、文書で指摘した事項については、前号に掲げる結果通知の日から30日以内に改善状況報告書（監査）（様式第7号）の提出を求めるものとする。

（行政上の措置）

第12条 町長は、違反疑義等が認められた場合には、法第39条及び第51条並びに法第40条及び第52条の規定に基づき、次のとおり行政上の措置を行うものとする。

- (1) 勧告 設置者等が法第39条第1項各号及び第51条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者等に対し、期限を定めて、措置勧告書（様式第8号）により基準の遵守等を行うべきことを勧告するものとする。この場合において、勧告を受けた設置者等は、期限内に文書により改善報告書を提出しなければならない。なお、当該設置者等が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表するものとする。

- (2) 命令

ア 設置者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該設置者等に対し、期限を定めて、措置命令書（様式第9号）によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令するものとする。この場合において、命令を受けた設置者等は、期限内に文書により改善報告書を提出しなければならない。

イ アの規定に基づき命令を行った場合には、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を県知事に通知しなければならない。

- (3) 確認の取消し等

ア 設置者等が法第40条第1項各号及び第52条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）するものとする。

イ 確認の取消し等をしたときは、遅滞なく、当該設置者等の名称等を県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

（聴聞又は弁明の機会の付与）

第13条 町長は、監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会を付与するものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。

（不正利得の徴収）

第14条 町長は、勧告又は取消処分等を行った場合において、当該勧告又は取消処分等の基礎となった事実が法第12条第1項に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、同項の規定に基づき、施設型給付費等の全部又は一部を徴収することができる。

2 町長は、前項に規定するもののほか、取消処分等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金を求める場合は、原則として、法第12条第2項の規定に基づき、当該設置者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収するものとする。

3 町長は、法第12条第2項の規定に基づき施設型給付費等の返還を命ずるときは、返還命令通知書（様式第10号）により設置者等に通知する。

（重大事故が発生した特定教育・保育施設等に係る留意点）

第15条 町長は、特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証を実施した場合は、検証の結果を踏まえた再発防止策についての当該特定教育・保育施設等における対応状況等を確認するものとする。

2 町長は、前項の検証を実施した場合は、検証の結果について、今後の指導及び監査に反映させるものとする。

（県との連携）

第16条 県が認可等を行った特定教育・保育施設等の実地指導及び監査を行う場合には、県と連携を図り、県が実施する指導監査と合同で実施するなど効率的に行うように努める。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

（ 番 号 ）
年 月 日

様

北栄町長 印

〇〇年度特定教育・保育施設等確認指導（集団指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により、次のとおり確認指導（集団指導）を実施しますので通知します。

確認指導（集団指導）当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

1 対象施設等

2 日 時

3 場 所

4 内 容

様式第2号（第7条関係）

（ 番 号 ）
年 月 日

様

北栄町長 印

〇〇年度特定教育・保育施設等確認指導（実地指導）の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により、次のとおり確認指導（実地指導）を実施しますので通知します。

確認指導（実地指導）に際しては、事前に提出していただく資料、指導当日に準備していただく書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、指導当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 指導職員の氏名
- 5 事前に提出する資料及び提出期限
- 6 当日に準備すべき書類

様式第3号（第7条関係）

（ 番 号 ）
年 月 日

様

北栄町長 印

〇〇年度特定教育・保育施設等への確認指導（実地指導）の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により実施した確認指導（実地指導）の結果を次のとおり通知します。

1 当該確認指導について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認指導（実地指導）の結果について

結果の区分	該当の有無	説 明
文書 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（該当の有無が有の場合） 別紙のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から30日以内に様式第4号にて報告してください。
口頭 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（該当の有無が有の場合） 別紙のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

北栄町長 様

所在地

法人名

代表者 職・氏名

印

〇〇年度特定教育・保育施設等への確認指導（実地指導）指摘事項等に関する
報告書について（提出）

●●年●●月●●日付（番号）で通知のありました改善報告を要する指摘事項等については、別紙「特定教育・保育施設等への確認指導（実地指導）に係る改善状況等報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

別紙（第7条関係）

●●年度 特定教育・保育施設等への確認指導（実地指導）に係る
改善状況等報告書

対象施設等	
確認指導結果通知日	
報告担当者氏名	
連絡先	

文書指摘事項	再発防止策、是正又は改善状況（計画）
	<p>(1) 原因及び経緯</p> <p>(2) 再発防止策</p> <p>(3) 是正又は改善状況</p>

- 注) 1 「文書指摘事項」欄は、確認指導結果通知の別紙（文書指摘事項）の全文を掲載すること。
- 2 「再発防止策、是正又は改善状況（計画）」欄は、できる限り具体的に記載すること。
- 3 再発防止策、是正又は改善状況がわかる関係書類を添付すること。（証拠書類が添付されていない事項については、改善されたと判断できないことがあります。）

様式第5号（第11条関係）

（ 番 号 ）
年 月 日

様

北栄町長 印

〇〇年度特定教育・保育施設等確認監査の実施について（通知）

子ども・子育て支援法第38条第1項（第50条第1項）の規定により、次のとおり確認監査を実施しますので通知します。

監査当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

- 1 対象施設等
- 2 実施日時
- 3 実施場所
- 4 実施目的
- 5 指導職員の氏名
- 6 その他連絡事項

（ 番 号 ）
年 月 日

様

北栄町長 印

〇〇年度特定教育・保育施設等確認監査の結果について（通知）

子ども・子育て支援法第38条第1項（第50条第1項）の規定により実施した確認監査の結果を次のとおり通知します。

1 当該確認指導・監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認監査の結果について

結果の区分	該当の有無	説 明
文書 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（該当の有無が有の場合） 別紙のとおり文書指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。また、改善した内容について、本通知から30日以内に様式第7号にて報告してください。
口頭 指摘事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	（該当の有無が有の場合） 別紙のとおり口頭指摘事項がありましたので速やかに改善措置を講じてください。

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、北栄町を被告として（訴訟において北栄町を代表する者は北栄町長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

北栄町長 様

所在地

法人名

代表者 職・氏名

印

〇〇年度特定教育・保育施設等への確認監査指摘事項等に関する報告書について
（提出）

●●年●●月●●日付（番号）で通知のありました改善報告を要する指摘事項等については、別紙「特定教育・保育施設等への確認監査に係る改善状況等報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて提出します。

（ 番 号 ）
年 月 日

様

北栄町長 印

〇〇年度特定教育・保育施設等確認監査の結果について（勧告）

子ども・子育て支援法第38条第1項（第50条第1項）の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので、次のとおり改善を勧告します。

改善した内容について、本通知の日から30日以内に、様式第7号にて報告してください。

なお、勧告に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第39条第3項、同条第4項及び第40条第1項（法第51条第2項、同条第3項及び第52条第1項）の規定により、その旨の公表、改善命令及び確認の取消しを行う場合があります。

1 当該確認指導・監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認監査の結果について

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、北栄町を被告として（訴訟において北栄町を代表する者は北栄町長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

（ 番 号 ）
年 月 日

様

北栄町長 印

〇〇年度特定教育・保育施設等確認監査の結果について（命令）

子ども・子育て支援法第38条第1項（第50条第1項）の規定により実施した確認監査の結果、改善を要する事項がありましたので、次のとおり改善を命じます。

改善した内容について、本通知の日から30日以内に、様式第7号にて報告してください。

なお、命令に従わないまま期限を過ぎた場合は、法第40条第1項（第52条第1項）の規定により、確認の取消しを行う場合があります。

1 当該確認指導・監査について

実施年月日	
対象施設等	

2 確認監査の結果について

結果の区分	改善を要する事項	根拠法令

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、北栄町を被告として（訴訟において北栄町を代表する者は北栄町長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

様式第10号（第12条関係）

（ 番 号 ）
年 月 日

様

北栄町長 印

〇〇年度特定教育・保育施設等確認監査結果に基づく返還命令について

子ども・子育て支援法第12条第2項の規定により、次のとおり施設型給付費（地域型保育給付費）の返還を命じます。

- 1 施設名
- 2 施設類型
- 3 返還対象となる施設型給付費（地域型保育給付費）の支給期間
- 4 返還金額
- 5 返還期日

【行政不服審査法に基づく不服申立てについて】

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、北栄町を被告として（訴訟において北栄町を代表する者は北栄町長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

■基本理念『学びを通して夢を実現する人づくり』

◆2021年度予算編成方針

◎体制の整備 北条中校区地域コーディネーターの配置

◆2020年度予算編成方針

◎体制の整備 大栄中校区地域コーディネーターの配置

◆2019年度予算編成方針

◎体制の整備 学校教育室にCSディレクターの配置
生涯学習課に文化財担当参事の配置

◆2018年度予算編成方針

◎体制の整備 変更なし

◆2017年度予算編成方針

◎2018年度～2021年度までの北栄町教育大綱、北栄町教育振興計画の策定

◎体制の整備 実施

学校教育室（一般職2、指導主事2）

発達支援室（指導主事1、保育教諭1、SSW1、特別支援教育アドバイザー1）

子育て支援室（一般職2）

子育て世代包括支援センター（保健師1、子育て支援センター保育教諭1）
に再編

◆2016年度予算編成方針

◎体制の整備 未実施

教育総務室（一般職2）

教育保育支援室（指導主事2、保育教諭1、SSW1、地域コーディネーター）

子育て支援室（一般職3）

に再編

基本目標Ⅰ「子育てなら北栄町」

① すこやかな発育支援

【重点施策】平成29年度に設置した子育て世代包括支援センター（ネウボラ）の機能

を發揮し、早期から支援を切れ目なく行うための体制や連携の構築を図ります。

(拡充) こども園通級指導教室の充実

(2020)	新規	こども園通級指導教室の開設	実施
(2020)	継続	発達支援システムの構築	未実施
(2020)	継続	子育て世代包括支援センター事業	実施
(2019)	新規	こども園通級指導教室の開設準備	実施
(2019)	継続	発達支援システムの構築	未実施
(2019)	継続	子育て世代包括支援センター事業	実施
(2018)	拡充	発達支援システムの構築	未実施
(2018)	継続	子育て世代包括支援センター事業	実施
(2017)	新規	発達支援室の設置	実施
(2016)		発達支援室の設置	未実施

② 未就園乳幼児への支援

【重点施策】乳幼児とその保護者が相互交流を行う子育て支援センターの充実を図ります。

(変更) 子育て支援センター開所時間の変更（午前のみ開所）

(継続) 乳幼児「在宅育児」の支援

(2020)	新規	子育て支援センター照明のLED化	実施
(2020)	継続	乳幼児「在宅育児」の支援	実施
(2020)	継続	子育て世代包括支援センター事業（再掲）	実施
(2019)	継続	子育て支援センター機能の充実	実施
(2019)	継続	乳幼児「在宅育児」の支援	実施
(2019)	継続	子育て世代包括支援センター事業（再掲）	実施
(2018)	拡充	子育て支援センター機能の充実	実施
(2018)	拡充	乳幼児「在宅育児」の支援充実（満1歳半→満2歳まで）	未実施
(2018)	充実	子育て世代包括支援センター事業（再掲）	実施
(2017)	新規	子育て支援センターの施設の充実	実施
(2017)	新規	乳幼児「在宅育児」の支援	実施
(2016)		子育て支援センターのあり方の検討	実施
(2016)		新生児ウッドスタート（子育て支援連携）	実施

③ 幼児教育・保育の充実

【重点施策】・個々の発達段階に応じた幼児教育・保育を行います。また、こども園の充実・整備に努めます。

・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理念をもとに園で作成された保育・教育課程の実施状況を把握し、指導の充実を図ります。

- (新規) ICTを活用した業務改善の実施
- (新規) 特色ある園づくり推進事業の実施
- (継続) 保・こ・小連携推進計画の実施
- (継続) クラス正担任の正職員化

(2020)	継続	保・こ・小連携推進計画の実施	実施
(2020)	継続	クラス正担任の正職員化	努力
(2019)	継続	保・こ・小連携推進計画の実施	実施
(2019)	継続	クラス正担任の正職員化	努力
(2018)	新規	保・こ・小連携推進計画の実施	実施
(2018)	継続	クラス正担任の正職員化	努力
(2017)	継続	クラス正担任の正職員化	努力
(2017)	新規	保・こ・小連携推進計画の策定	実施
(2017)	新規	乳幼児家庭教育の手引きの作成	実施
(2017)	新規	こども園事務職員の配置研究	実施
(2016)		正担任の正職員化	努力
(2016)		由良こども園の増築	実施

④子育て家庭の支援

【重点施策】子育てと仕事の両立支援の充実、また、第3子保育料無料化など経済的な支援を継続します。

- (新規) 土曜保育の拠点化の検討
- (継続) 3～5才児保育料無料化
- (継続) 総合戦略 第3子保育料無料化
- (継続) 子育てゴミ袋の配布

(2020)	拡充	放課後児童クラブの複数年契約	実施
(2020)	継続	3～5才児保育料無料化	実施
(2020)	継続	総合戦略 第3子保育料無料化	実施
(2020)	継続	子育てゴミ袋の配布	実施
(2020)	継続	子育て世代包括支援センター事業（再掲）	実施
(2019)	新規	放課後児童クラブの民間委託	実施
(2019)	継続	総合戦略 第3子保育料無料化	実施
(2019)	継続	子育てゴミ袋の配布	実施
(2019)	継続	子育て世代包括支援センター事業（再掲）	実施
(2018)	継続	総合戦略 第3子保育料無料化の継続	実施
(2018)	継続	子育てゴミ袋の配布の継続	実施

(2018) 拡充	放課後児童クラブの施設整備（面積、定員増）	実施
(2018) 拡充	子育て世代包括支援センターの充実（再掲）	実施
(2017) 総合戦略	第3子保育料無料化の継続	実施
(2017) 新規	子育てゴミ袋の配布	実施
(2016) 第3子保育料無料化の継続		実施

⑤地域社会で関わる子育ての支援

【重点施策】地域全体で育児の援助活動を行う取組みを進めます。

(変更) 子育て支援センター開所時間の変更（午前のみ開所）（再掲）

(2020) 継続	子育て支援センター機能の充実	実施
(2019) 拡充	子育て支援センター機能の充実（再掲）	実施
(2018) 拡充	子育て支援センター機能の充実（再掲）	実施
(2017) 拡充	子育て支援センターの機能の充実	実施
(2017) 総合戦略	ファミリー・サポートセンター事業の促進	未実施
(2016) 子育て支援センターの機能の充実		未実施
(2016) ファミリー・サポートセンター事業の促進		未実施

基本目標Ⅱ「教育なら北栄町」

①確かな学力を育む教育の推進

【重点施策】少人数学級を活かし、習熟度に応じた授業により学力の向上対策を図ります。

(新規)	I C T支援専門員の配置	
(新規)	1人1台タブレットを活用した学びの定着	
(拡充)	教員業務アシスタントの7.5時間配置	
(拡充)	少人数学級と習熟度学習の充実	
(継続)	学力向上推進計画の確実な実施	
(継続)	特色ある学校づくり推進事業の実施	
(2020) 新規	学力向上推進計画の実施	実施
	読解力強化の取り組み（リーディングスキルテストの導入）	
(2020) 新規	学校長裁量予算の導入	実施
(2020) 新規	学校共同事務室の設置	実施
(2020) 新規	教員業務アシスタントの配置	実施
(2020) 拡充	少人数学級と習熟度学習の充実	実施
(2020) 継続	小学校への英語教員の配置	実施
(2019) 継続	小学校への英語教員の配置	実施

(2018) 新規	小学校への英語教員の配置	実施
(2018) 拡充	少人数学級と習熟度学習の充実	実施
(2017) 拡充	タブレット端末などのICT機器を活用した授業改革と研修の充実	実施
(2017) 継続	少人数学級と習熟度学習	実施
(2016)	ICTを活用した授業改革	実施
(2016)	英語検定の受験料補助	実施
(2016)	少人数学級と習熟度学習	実施

②豊かな心と社会性を育む教育の推進

【重点施策】・道徳の教科化に対応した取組みを実施します。

- ・いじめのない他人を思いやる心の育成を図ります。
- ・社会を生き抜く力の育成を図る取組みを進めます。

(新規) 湖南省学校交流の実施

(継続) 総合戦略 北栄町いじめをなくそうサミットの実施

(2020) 新規	湖南省学校交流の実施	未実施
(2020) 継続	総合戦略 北栄町いじめをなくそうサミットの実施	実施
(2019)	湖南省学校交流の推進	努力
(2019)	総合戦略 北栄町いじめをなくそうサミットの実施	実施
(2018) 新規	港区・湖南省学校交流の推進	一部実施
(2018) 継続	総合戦略 北栄町いじめをなくそうサミットの実施	実施
(2018) 拡充	SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）の活動の充実 （勤務日数増）	実施
(2017)	総合戦略 北栄町いじめをなくそうサミットの実施	実施
(2017) 新規	SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）の配置	実施
(2016)	北栄町いじめをなくそうサミットの実施	実施
(2016)	SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）の配置	未実施

③健やかな体を育てる教育の充実

【重点施策】子どもの心身の健康を保持増進するため、引き続き食育の推進を図ります。

(継続) 学校給食費補助金導入

(総合戦略) 新体力テスト実施と結果を生かした授業改革

(継続) フッ化物洗口の実施

(2020) 新規	学校給食補助金導入	実施
(2020) 総合戦略	新体力テスト実施と結果を生かした授業改革	努力

(2020)	継続	フッ化物洗口の実施	実施
(2020)	継続	町提供サプライズ給食の実施	実施
(2020)	継続	栄養職員の配置（県費）	実施
(2019)	総合戦略	新体力テスト実施と結果を生かした授業改革	努力
(2019)	新規	フッ化物洗口の実施	実施
(2019)	継続	町提供サプライズ給食の実施	実施
(2019)	継続	栄養職員の配置（県費）	実施
(2018)	新規	町提供サプライズ給食の実施	実施
(2018)	継続	栄養職員の配置（県費）	実施
(2017)	新規	栄養職員の配置（県費）	実施
(2017)	継続	フッ化物洗口実施に向けた検討	実施
(2016)		体力向上対策	実施
(2016)		栄養職員の配置（県費）	未実施

④保・こ・小・中・高連携の充実

【重点施策】保育教諭・小中校教諭の交流、連携により滑らかな上級校へのつなぎを図りつつ、小中一貫した教育の充実を図ります。

(継続) 小中、中高、小小、中中連携推進計画の実施

(2020)	継続	小中、中高、小小、中中連携推進計画の実施	実施
(2019)	新規	小中、中高、小小、中中連携推進計画の実施	実施
(2018)	新規	15の春を見据えた小中、中高、小小、中中連携推進計画の策定	実施
(2018)	新規	小中家庭教育・家庭学習の手引きの作成	実施
(2017)		中1ギャップ対策	未実施
(2017)		中学校教員の小学校での授業	実施

⑤特別支援教育の充実

【重点施策】早期から支援を切れ目なく行うための体制や連携の充実を図ります。

(新規) 通級指導教室の2小学校の設置

(新規) 通級指導教室の中学校の設置

(拡充) 発達支援システムの構築

(2020)	新規	通級指導教室の2小学校の設置	未実施
(2020)	新規	通級指導教室の中学校の設置	未実施
(2020)	拡充	発達支援システムの構築（再掲）	未実施
(2019)	新規	通級指導教室の2小学校の設置	未実施
(2019)	拡充	発達支援システムの構築（再掲）	未実施

(2018) 新規	通級指導教室の2小学校の設置	未実施
(2018) 拡充	発達支援システムの構築(再掲)	未実施
(2017) 新規	発達支援室の設置(再掲)	実施
(2016) 発達支援室の設置		未実施

⑥グローバル化に対応できる教育の推進

- 【重点施策】・小学校においては、平成32年度からの小学3・4年生外国語活動、5・6年生外国語科を見据えて平成30年度から先行的に実施します。
・中学校で「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能の総合的な育成を図ります。

- (拡充) 英語の絵本の読み聞かせ(高→中、中→小、ALT)の実施
(継続) 小学校への英語教員の配置

(2020) 継続	小学校への英語教員の配置(再掲)	実施
(2020) 拡充	英語の絵本の読み聞かせ(高→中、中→小、ALT)の実施一部	実施
(2019) 拡充	台湾大肚区青少年訪問団の相互派遣	実施
(2019) 継続	小学校への英語教員の配置(再掲)	実施
(2019) 新規	英語の絵本の読み聞かせ(高→中、中→小、ALT)の実施一部	実施
(2018) 拡充	台湾大肚区青少年訪問団の派遣(うち2泊ホームステイ)	実施
(2018) 新規	小学校への英語教員の配置(再掲)	実施
(2018) 新規	英語の絵本の読み聞かせ(高→中、中→小、ALT)の実施	未実施
(2017) 新規	小学校英語教育活動計画の策定、推進	実施
(2017) 新規	英語の絵本の読み聞かせ(高→中、中→小、ALT)	未実施
(2016) 外国語活動、教科化に向けたアクションの開始		実施
(2016) 英語検定補助		実施

⑦家庭と地域で育む教育の推進

- 【重点施策】・全校で地域との関わりを緊密にした学校運営の構築を図ります。
・地域で子どもを見守り、育む意識の醸成を図ります。
・コミュニティ・スクール導入の検討を進めます。
・「家庭教育・家庭学習の手引き」の活用を促進します。

- (拡充) 中学校区コミュニティ・スクールの設置
(新規) 北条中学校に地域コーディネーター配置
(新規) 地域学校協働本部の設置

(2020) 新規	コミュニティ・スクールの設置	実施
(2020) 新規	大栄中学校に地域コーディネーター配置	実施
(2020) 新規	地域学校協働本部の設置検討	実施

(2019) 新規	コミュニティ・スクールの指定準備	実施
(2018) 新規	コミュニティ・スクールの研究	実施
(2017) 総合戦略	サマースクールの拡充	実施
(2017) 新規	中学生サマースクール（英語塾）の新設	実施
(2017) 新規	学校支援地域本部の設置	未実施
(2016)	サマースクールの拡充	未実施
(2016)	学校支援地域本部の設置	未実施
(2016)	地域コーディネーター	未実施
(2016)	学校支援ボランティア（学校サポーター）	未実施

⑧安全で快適な教育施設の整備

【重点施策】・安全で快適な環境整備の推進を図ります。

- ・大栄小学校、大栄中学校の長寿命化に向けた検討に着手します。
- ・I C T機器の整備目標を定めます。

(新規) 北条中学校大規模改造の実施

(2020) 拡充	学校無線通信環境の強化	実施
(2020) 新規	北条中学校大規模改造の検討	実施
(2019) 新規	小学校普通教室へのエアコン設置	実施
(2018) 新規	中学校普通教室へのエアコン設置	実施
(2018) 継続	学校照明のL E D化	実施
(2017) 拡充	学校照明のL E D化（特に4校体育館と大栄小）	実施
(2017) 拡充	特別教室へのエアコン設置	実施
(2017) 新規	通学路への防犯灯設置	実施
(2017) 新規	普通教室へのエアコン整備計画の策定	実施
(2016)	大栄小学校プール濾過器修繕	実施
(2016)	北条小学校図書室改修	実施
(2016)	トイレの洋式化（2／3）	実施
(2016)	学校照明のL E D化（風のまちづくり事業）	未実施

基本目標Ⅲ「住み続けるなら北栄町」

①人権を尊重するまちづくりの推進

【重点施策】全町を対象に、広く人権尊重意識を浸透させる取り組みと、ほくほくプラザ（北栄人権文化センター）を中心にした、より人権への理解が深まり、交流が広がる活動の充実を図ります。

(新規) S D G s を基盤にした事業展開の促進

(継続) 北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の推進

(継続) ほくほくプラザの活動の充実

(2020)	継続	北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の推進	実施
(2020)	継続	ほくほくプラザの活動の充実	実施
(2018)	新規	北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の推進	実施
(2018)	拡充	ほくほくプラザの活動の充実	実施
(2017)	拡充	ほくほくプラザの活動の充実	実施
(2016)		ほくほくプラザの活動の充実	実施

②安心して活力ある地域づくりの推進

【重点施策】地域での「あいさつ運動」や地域の教育力を活かした、子育て・家庭教育の支援を進めます。また、「公民館」を学びの拠点として、地域人材の育成を図り、活力ある地域づくりを進めます。

(新規) 未就学児のヘルメット着用の推進

(継続) あいさつ運動の推進

(2020)	継続	あいさつ運動の推進	実施
(2020)	継続	小学生のヘルメット着用の推進	実施
(2019)	拡充	あいさつ運動の推進	実施
(2019)	継続	小学生のヘルメット着用の推進	実施
(2018)	新規	小学生のヘルメット着用の推進	実施
(2017)	新規	通学路への防犯灯設置(再掲)	実施
(2016)		あいさつ運動の推進	実施

③青少年の健全育成の推進

【重点施策】・福祉部局や関係機関と連携、協力し、必要な支援や体験活動を実施します。

・「家庭教育12か条キャンペーン」「6:30運動」などをおし、家庭、地域社会、関係機関が共通認識し、連携して青少年の健全育成に取り組めます。

(新規) B&G財団推奨事業「第三の居場所」の検討

(拡充) 朝の元気配達便!を活用した「家庭教育12か条」の認知度向上

(継続) 通学合宿の3泊4日での実施

(2020)	継続	通学合宿の3泊4日での実施	中止
(2020)	継続	湖南省子ども交流事業の相互交流の実施	中止
(2019)	継続	通学合宿の3泊4日での実施	実施
(2019)	継続	湖南省子ども交流事業の相互交流の実施	実施

(2018)	新規	通学合宿の実施	実施
(2018)	継続	湖南省子ども交流事業の実施	実施
(2017)	継続	通学合宿の研究	実施
(2017)	新規	児童・生徒の体験活動の充実	未実施
(2016)		通学合宿の実施	未実施
(2016)		ヒューマンコミュニケーション「子育て心の応援団」の拡充	実施

④親しみのもてる生涯学習の推進

【重点施策】・個人や団体、地域のニーズに応じた学習内容の充実を図ります。
・人づくり・地域づくりの拠点として住民のニーズに応じた公民館・図書館活動をめざします。

(新規) 中央公民館大栄分館施設のあり方について（答申）と公共施設等総合管理計画を踏まえた改築の検討

(継続) 公民館講座、出前講座の推進

(2020)	継続	公民館講座、出前講座の推進	実施
(2019)	新規	大栄分館施設の在り方検討	実施
(2019)	継続	公民館講座、出前講座の推進	実施
(2018)	継続	公民館講座、出前講座の推進	実施
(2018)	拡充	公民館講座、出前講座の推進	実施
(2017)	拡充	おとなほくえい塾の充実	未実施
(2017)	新規	公民館のあり方の検討	実施
(2016)		講座の推進	実施

⑤スポーツ・文化活動の推進

【重点施策】・楽しく学べ、スポーツや文化に親しむ事が出来る環境づくりを進め、町スポーツ大会への参加自治会の増加をめざします。
・スポーツの推進、健康寿命の延伸をめざし、総合型地域スポーツクラブの浸透を図ります。
・由良台場の日本遺産に向けた研究を進めるほか、文化的な事業への参加者の増加をめざします。

(新規) 六尾反射炉跡の国指定文化財登録の研究

(拡充) スポーツ人口の拡大（B&G海洋センター地域拠点化の検討含む）

(継続) 由良台場跡の日本遺産登録に向けた研究

(継続) 北栄文化回廊の実施

(2020)	新規	B&G海洋センターアリーナのLED化	実施
(2020)	継続	スポーツ人口の拡大	実施

(2020)	継続	由良台場の日本遺産登録に向けた研究	実施
(2020)	継続	北栄文化回廊の実施	実施
(2019)	継続	スポーツ人口の拡大	実施
(2019)	拡充	収蔵品の活用	実施
(2019)	継続	由良台場の日本遺産登録に向けた研究	実施
(2019)	継続	北栄文化回廊の実施	実施
(2018)	新規	スポーツ人口の拡大	実施
(2018)	拡充	収蔵品の整理と活用	実施
(2018)	継続	由良台場の日本遺産登録に向けた研究	実施
(2018)	継続	北栄文化回廊の実施	実施
(2017)	継続	由良台場の日本遺産登録に向けた研究	実施
(2017)	継続	北栄文化回廊の実施	実施
(2017)	拡充	すいかながいも健康マラソン30周年記念大会	実施
(2017)	新規	B&G海洋センタープールの改修	実施
(2017)	新規	文化財紹介リーフレットの作成	実施
(2016)		B&G海洋センタープール改修	未実施
(2016)		北条体育館の耐震補強工事	実施
(2016)		由良台場の日本遺産登録推進	実施

⑥暮らしに役立つ図書館づくりの推進

【重点施策】・あらゆる分野の情報を収集・提供し、レファレンスサービスの周知と浸透を図ります。

・展示や特集コーナーを随時入れ替え、貸出と来館者増を図るとともに、「今こそ絵本を！」事業の浸透を図ります。

(継続) 「今こそ絵本を！」推進事業の実施

(2020)	継続	「今こそ絵本を！」推進事業の実施	実施
(2019)	継続	「今こそ絵本を！」推進事業の実施	実施
(2018)	新規	開館25周年記念事業	実施
(2018)	継続	「今こそ絵本を！」推進事業の実施	実施
(2017)	拡充	「今こそ絵本を！」推進事業の実施	実施
(2017)	新規	駐車場拡張	実施
(2016)		図書館のLED化	実施
(2016)		オープンギャラリーの設置	未実施
(2016)		絵本の活用（マタニティーブックスタート・読み聞かせの促進など）	実施
(2016)		新生児ウッドスタート（子育て支援連携）	実施

⑦地域を学び、まちを支える人づくりの推進

【重点施策】・町の歴史、魅力を身近に感じ学び、郷土に関心を持ち、愛着を持てる取り組みを行います。

・地域に関心を持ち、多くの人が関わり合って生活していることが実感できる取り組みを行います。

(新規) 文化財保存活用地域計画の実施

(継続) 北栄ふるさとかるたの活用

(継続) 中学生と町長が北栄町の町づくりを語る会の開催

(継続) 地域副読本の活用

(2020)	継続	北栄ふるさとかるたの作成と活用	実施
(2020)	継続	中学生と町長が北栄町の町づくりを語る会の開催	実施
(2020)	継続	地域副読本の活用	実施
(2019)	新規	北栄ふるさとかるたの作成	未実施
(2019)	継続	中学生と町長が北栄町の町づくりを語る会の開催	実施
(2019)	継続	地域副読本の作成と活用	実施
(2018)	新規	北栄ふるさとかるたの作成と活用に向けた研究	実施
(2018)	継続	中学生と町長が北栄町の町づくりを語る会の開催	実施
(2018)	継続	地域副読本（歴史編）の作成と活用	実施
(2017)	継続	中学生と町長が北栄町の町づくりを語る会の開催	実施
(2016)	継続	地域副読本の作成と活用	未実施

新規 ALT の就任について

2020 年度 1 月より、新規 ALT を 1 名任用します。

	新規	参考：再任用（2 年目）
氏 名 ラスト(氏) ファースト(名)	ナバロ ペレス マルコス Navarro Perez Marcos	レジスター ミケーラ Legister Micquella
年 齢 ・ 性 別	35 歳（2020.4.1 時点）・男性	25 歳（2020.4.1 時点）・女性
国 籍	アメリカ合衆国	ジャマイカ
大 学 の 専 攻	数学、アジア学	言語学、国際関係学
日本語学習経験	大学（半年間）、高松市 ALT（2 年間）	あり（3 ヶ月程度）
教 員 資 格	あり	なし

1. 任用期間 2021 年 1 月 8 日～2021 年 8 月 1 日（8 ヶ月間）※最長 5 年更新可

2. 配 属 先 大栄地区：大栄中学校（大栄小学校）

3. 勤務時間 月～木曜日：午前 8 時 20 分から午後 4 時 40 分まで
 金 曜 日：午前 8 時 20 分から午後 1 時まで
 ※金曜日午後、土曜日及び日曜日は休み。
 ※勤務外でボランティアとして、大栄地区で英会話教室を開催予定。
 （北条地区の英会話教室は、引き続きレジスター先生が開催）

4. 職務内容
 - (1) 小・中学校における外国語授業等の補助
 - (2) 小学校、こども園における外国語活動等の補助
 - (3) 外国語教材作成の補助
 - (4) 外国語担当教員等に対する現職研修への補助
 - (5) 特別活動及び部活動等への協力
 - (6) 外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
 （言葉の使い方、発音の仕方等）
 - (7) 外国語スピーチコンテストへの協力
 - (8) 地域における国際交流活動への協力
 - (9) その他所属長又は校長が必要と認める職務

5. 今後の予定

1/7（木）～1/20（水） ：来日オリエンテーション（東京）

1/21（木） ：来町

1/22（金）以降、順次 ：学校訪問